

## 随意契約理由書

件名	港島トンネル可変表示設備年次点検整備
契約の相手方	ミナモト通信株式会社 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>港島トンネル可変表示設備は、港島トンネル及び神戸大橋の通行車両に対して案内・注意表示を担う、通行車両の安全と交通の円滑化を確保するための重要な設備であるため、当該設備の良好な機能を維持し、トンネルを安全に運営するために、点検整備を行う。</p> <p>当該設備は製造メーカーが独自の技術により設計製作を行っているため、その構造・仕組み・操作方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムおよびプログラムも製造メーカー固有のものであり、互換性がなく、そのノウハウがなければ、本設備の点検整備は不可能である。</p> <p>当該設備の設計・据付を行った小糸工業(株)(現KIホールディングス(株))は現在、トンネル可変表示設備等の交通情報提供システム機器製作部門についての業務をコイト電工(株)に移管している。</p> <p>コイト電工(株)は、製品の製作のみを行っており、メンテナンス業務をコイト電工(株)の100%出資の保守点検修理の専門子会社であるミナモト通信(株)に移管し、点検整備のための技術的な教育を受け技術情報なども共有している。</p> <p>ミナモト通信(株)はその構造・制御などを熟知しており、技術的な問題に対してもメーカーとのバックアップ体制も確立され、安全に履行することが出来る唯一の業者である。</p> <p>以上により、上記業者との随意契約の締結を行う。</p>
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務課設備保全所 (電話番号303-1414)